

# ◆全日本交通安全協会 二推規定集一部改訂

## ～ヘルメットのおご紐指導内容の改訂～

令和6年3月一部改訂 規定集P20

### 「二輪車安全運転指導員等の養成講習及び審査に関する基準」の一部改正について

◎ 二輪車安全運転指導員等の養成講習及び審査に関する基準(昭和48年3月20日)

別添2 正しい服装と装備 2ヘルメット 着用方法の項中、

② 顎紐をしっかりと締めること(顎と紐との隙間は指が一本入る程度)。

を

② あご紐は緩みがないようにしっかりと締めること。

に改める。

理由

別紙「資料1.2-2」のとおり

ヘルメットのおご紐結着に関する指導方法及び  
審査時の表現の統一について

【背景】

ヘルメットのおご紐の締め方について、講習等では、「あご紐はしっかりと締めて(指一本が入る程度)」と言う表現を現在は使用している。「指一本が入る程度」の解釈が人それぞれであり、誤解を生じている場合がある。

誤解例:指1-2本程度入るくらい余裕をもって締める。指1本以上入るようにつめゆるのが適切。など

結果、指導する側の方でも、あご紐が緩い状態での結着が見受けられるため、指導方法、指導者の表現方法の見直しが必要と考える。

【改善案】

現状の指導、表現:「あご紐はしっかりと締めて(指一本が入る程度)」

改善案:「ヘルメットのおご紐は緩みがないようにしっかりと締めてみましょう。」

補足:正しい場合は人差し指が一本入るから入らない程度まで締め、その際、あご紐を前方に強く引いても、あご紐がどこから外れないことが重要です。

※現場での指導時は補足説明をしっかりと行い、誤解無きように指導すること

※各種検査時にも同一表現を使用し、必要に応じて補足を入れること

注意事項:今まで使用していた「指一本が入る程度」を否定するものではなく、より明確化し、誤解を生じない指導、表現にするためのものです。

【適用範囲】

・二輪車安全運転推進委員会が認定する二輪車安全運転特別指導員/指導員等が関わる二輪車講習など

・二輪車安全運転推進委員会が関わる各種客乗物等の発着所など

【検討依頼】

二輪車安全運転推進委員会の承認が得られた場合

・各二輪車メーカーなどが開催する二輪車講習や各種発着物につきましては各社でご検討の上ご判断をお願いします。

・各都道府県警察、各二輪車団体、二輪車専用ヘルメット団体等にも情報を共有し、各県でご検討の上ご判断をお願いします。

※上記に関しては各社/各団体の判断とし、判断結果に異を唱えることはありません。

以上